

奈良県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年七月二十九日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
殿村医院	磯城郡田原本町大字新町三〇番地の一	令和七年五月九日
やすらぎ歯科医院	磯城郡川西町大字下永一二七三―二五	令和七年五月二十八日
山地眼科	生駒市谷田町八七〇番地の二	令和七年五月三十一日
プラム歯科	天理市西井戸堂町四五五―二―三号室	令和七年五月三十一日
クリニック神宮前	橿原市内膳町五丁目四の四―コンフォート八木一階	令和七年五月三十一日
エコ薬局常盤店	橿原市常磐町五四〇―一	令和七年五月三十一日
エコ薬局うなて店	橿原市雲梯町一四〇―一	令和七年五月三十一日

（次頁に続く。）

エコ薬局櫃原店

櫃原市豊田町二六九一

令和七年五月三十
一日